

令和 2 年度

第 2 種放射線取扱主任者試験

問題と解答例

法令

解答例は公益社団法人日本アイソトープ協会放射線安全取扱部会が解答の一案として作成した
ものです。

(令和2年度) 第2種法令

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（ ）つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 放射性同位元素等規制法の目的に関する次の文章の（A）～（C）に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この法律は、原子力基本法の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、（A）、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる（B）を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、（C）の安全を確保することを目的とする。』

	（A）	（B）	（C）
1	保管、運搬	放射線障害	公共
2	販売、賃貸	被ばく等	公共
3	保管、運搬	被ばく等	放射線業務従事者
4	販売、賃貸	放射線障害	放射線業務従事者
5	販売、賃貸	放射線障害	公共

〔解答〕 5

注) 法第1条（目的）

問2 密封された放射性同位元素のみの使用の許可を受けようとする者が、原子力規制委員会に提出する申請書に記載しなければならない事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 使用の場所
- C 使用の目的及び方法
- D 使用施設の位置、構造及び設備

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

〔解答〕 5

注) 法第3条（使用の許可）第2項

- A：正 法第3条第2項第1号
- B：正 法第3条第2項第4号
- C：正 法第3条第2項第3号

(令和2年度) 第2種法令

D:正 法第3条第2項第5号

問3 密封された放射性同位元素の使用の届出に関する次の文章の(A)～(C)に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条 法第3条の2第1項の規定による使用の届出は、別記様式第2の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、令第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

(2) (A)の場所及び廃棄の場所の状況、(B)、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にとっては(C)を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図

(3) (C)の遮蔽壁その他の遮蔽物が第14条の9第3号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面』

	(A)	(B)	(C)
1	使用	管理区域	使用施設
2	保管	管理区域	貯蔵施設
3	使用	管理区域	貯蔵施設
4	保管	居住区域	使用施設
5	使用	居住区域	貯蔵施設

[解答] 3

注) 則第3条(使用の届出)第2項

問4 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

A 表示付認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付認証機器ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

B 1個当たりの数量が10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

C 表示付特定認証機器のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

D 1個当たりの数量が下限数量の1,000倍を超える密封された放射性同位元素であって機器に装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

[解答] 4

(令和2年度) 第2種法令

注) 法第3条(使用の許可)第1項、法第3条の3(表示付認証機器の使用をする者の届出)第1項、令第3条(使用の許可の申請)第1項、第2項

A: 誤 法第3条の3第1項

使用の開始の日から30日以内に届け出なければならない。

B: 誤 そのような規定はない。

C: 誤 そのような規定はない。

D: 正 法第3条第1項、令第3条第1項、第2項

問5 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者(表示付特定認証機器のみを業として販売する者を除く。)が、原子力規制委員会への届書に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 法人にあっては、登記事項証明書

B 販売の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面

C 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面

D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量(予定事業期間が1年に満たない場合にあっては、その期間の販売予定数量)を記載した書面

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

[解答] 4

注) 則第2条(使用の許可の申請)第2項、則第6条第2項

A: 誤 則第2条第1項。

使用の許可の申請時に添付すべき書類。

B: 誤 そのような規定はない。

C: 誤 則第2条第2項第9号。

使用の許可の申請時に添付すべき書類。

D: 正 則第6条第2項。

問6 貯蔵施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 貯蔵室には、放射性同位元素を入れる耐火性の容器を備えること。

B 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。

C 貯蔵施設の扉、蓋等外部に通ずる部分には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けること。

D 貯蔵箱は、耐火性の構造とすること。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 4

注) 則第14条の9(貯蔵施設の基準)第1項

(令和2年度) 第2種法令

A: 誤 そのような規定はない。

B: 正 則第14条の9第1項第2号イ。

C: 誤 則第14条の9第1項第5号。

「柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設」ではなく、「鍵その他の閉鎖のための設備又は器具」を設ける。

D: 正 則第14条の9第1項第2号ロ。

問7 次のうち、使用施設等に標識を付ける箇所として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

B 放射性同位元素の使用をする室の出入口又はその付近

C 表示付認証機器の使用をする室の出入口又はその付近

D 貯蔵室にあつてはその出入口又はその付近

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

[解答] 2

注) 則第14条の7(使用施設の基準)第1項、則第14条の9(貯蔵施設の基準)第1項、別表第1

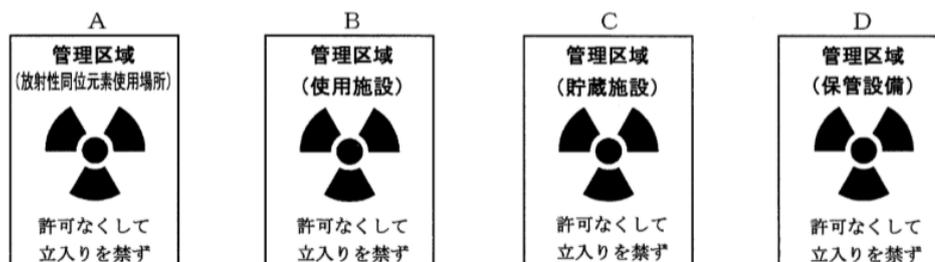
A: 正 則第14条の7第1項第9号、別表第1

B: 正 則第14条の7第1項第9号、別表第1

C: 誤 認証された使用、保管及び運搬に関する条件に従って使用する場合、使用、保管等の基準は課されない

D: 正 則第14条の9第1項第7号、別表第1

問8 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

[解答] 1

注) 則第14条の7(使用施設の基準)第1項、則第14条の9(貯蔵施設の基準)第1項、則第15条(使用の基準)第1項、則別表第1

A: 正 則第15条第1項第13号

B: 正 則第14条の7第1項第9号

C: 正 則第14条の9第1項第7号

D: 誤 管理区域に保管設備の区分はない

問9 許可の条件に関する次の文章の(A)～(C)に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第8条 第3条第1項本文又は第4条の2第1項の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、(A)を防止するため必要な(B)に限り、かつ、許可を受ける者に(C)を課することとならないものでなければならない。』

(A) (B) (C)

1 放射線障害 最小限度のもの 不当な義務

2 被ばく等 最小限度のもの 不当な義務

3 被ばく等 最小限度のもの 制限

4 放射線障害 措置を講ずる場合 制限

5 被ばく等 措置を講ずる場合 制限

[解答] 1

注) 法第8条(許可の条件)

問10 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更該当する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

A 貯蔵施設の貯蔵能力の減少

B 放射性同位元素の使用時間数の減少

C 使用の目的

D 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更(工事を伴わないものに限る。)

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

[解答] 2

注) 則第9条の2(変更の許可を要しない軽微な変更)第1項

「変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示」(平成17年6月1日 文部科学省告示第81号)第1条第1項

A: 正 則第9条の2第1項第1号

B: 正 「変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示」第1条第1項第1号

C: 誤 則第9条の2第1項

(令和2年度) 第2種法令

使用の目的の変更は軽微な変更ではない

D: 正 「変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示」第1条第1項第1号

問 11 次のうち、特定設計認証を受けることができる放射性同位元素装備機器として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。なお、これらの機器はその表面から10センチメートル離れた位置における1センチメートル線量当量率が1マイクロシーベルト毎時以下であるものとする。

- A 煙感知器
- B ベータ線吸収式粉じん計
- C エアロゾル中和器
- D レーダー受信部切替放電管

1 AとC 2 AとD 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 2

注) 令第12条(特定設計認証)第1項

- A: 正 令第12条第1項第1号
- B: 誤 特定設計認証機器ではない
- C: 誤 特定設計認証機器ではない
- D: 正 令第12条第1項第2号

参考: 令和2年12月現在で特定設計認証は煙感知器、レーダー受信部切替放電管、集電式電位測定器、熱粒子化式センサーの4品目のみ

問 12 表示付認証機器又は表示付特定認証機器の販売等に関する次の文章の(A)～(D)に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第12条の6 表示付認証機器又は表示付特定認証機器を販売し、又は賃貸しようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該表示付認証機器又は表示付特定認証機器に、(A)番号(当該設計認証又は特定設計認証の番号をいう。)、当該設計認証又は特定設計認証に係る(B)、保管及び(C)に関する条件(以下「認証条件」という。)、これを(D)しようとする場合にあっては第19条第5項に規定する者にその(D)を委託しなければならない旨その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載した文書を添付しなければならない。』

- | | (A) | (B) | (C) | (D) |
|---|-----|--------|-----|-----|
| 1 | 線源 | 販売又は賃貸 | 運搬 | 廃棄 |
| 2 | 線源 | 使用 | 廃棄 | 運搬 |
| 3 | 認証 | 販売又は賃貸 | 廃棄 | 運搬 |
| 4 | 認証 | 使用 | 運搬 | 廃棄 |
| 5 | 認証 | 使用 | 廃棄 | 運搬 |

[解答] 4

注) 法第12条の6

問13 届出使用者が、放射性同位元素等規制法上の使用施設等の基準適合義務における技術上の基準に適合するように、その位置、構造及び設備を維持しなければならない施設は次のうちどれか。

- 1 使用施設
- 2 詰替施設
- 3 廃棄施設
- 4 貯蔵施設
- 5 機器設置施設

[解答] 4

注) 法第13条(使用施設等の基準適合義務)第2項

問14 使用の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について、紛失、漏えい等異常の有無を目視により点検すること。
- B 密封された放射性同位元素の使用は、作業室において行うこと。
- C 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。
- D 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 5

注) 則第15条(使用の基準)第1項

A: 誤 則第15条第1項第14号

異常の有無は目視ではなく、放射線測定器により点検する必要がある。

B: 誤 則第15条第1項第1号の2

密封されていない放射性同位元素の使用基準である。

C: 正 則第15条第1項第12号

D: 正 則第15条第1項第11号

問15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵箱には、放射性同位元素の保管中これを保管している旨を表示すること。
- B 貯蔵箱は、周囲の温度の範囲において、破損等の生じるおそれがないこと。
- C 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- D 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

(令和2年度) 第2種法令

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 5

注) 則第14条の9(貯蔵施設の基準)第1項、則第17条(保管の基準)第1項

- A: 誤 則第14条の9第1項第7号
貯蔵箱は保管中に限らず標識が必要である。
- B: 誤 則第14条の9第1項第2号ロ
貯蔵箱は耐火性の構造が求められている。
- C: 正 則第17条第1項第2号
- D: 正 則第17条第1項第8号

問16 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- B 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- C 運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。
- D 周囲の圧力を60キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 3

注) 則第18条の4(L型輸送物に係る技術上の基準)第1項、則第18条の5(A型輸送物に係る技術上の基準)第1項

- A: 誤 則第18条の5第1項第2号
A型輸送物の基準である。
- B: 正 則第18条の4第1項第7号
- C: 正 則第18条の4第1項第2号
- D: 誤 則第18条の5第1項第5号
A型輸送物の基準である。

問17 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあっては、当該部位についてのみ測定すること。
- B 放射線業務従事者の外部被ばくによる実効線量の算定は、預託実効線量について行うこと。
- C 管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないものにあつては、その者の管理区域内における外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのないとき

(令和2年度) 第2種法令

は測定を要しない。

- D 放射線業務従事者である男子の外部被ばくによる線量の測定は、胸部について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量(中性子線については、1センチメートル線量当量)について行うこと。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 5

注) 則第20条(測定)第2項、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」(平成12年10月23日科学技術庁告示第5号)第18条(一時立入者の測定に係る線量)第1項

A: 誤 則第20条第2項第1号ハ

則第20条第2項第1号イ及びロのほか、当該部位について測定が必要である。

B: 誤 そのような規定はない。

C: 正 則第20条第2項第1号ホ、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」第18条第1項

D: 正 則第20条第2項第1号イ

問18 1個当たりの数量が10メガベクレルの密封されたクリプトン85を装着した厚さ計のみを1台固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。なお、クリプトン85の下限数量は10キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

A 放射線の量の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができる。

B 事業所等の境界において、1年を超えない期間ごとに1回測定を行うこと。

C 測定の都度、測定結果について記録すること。

D 記録した測定結果は、当該事業所が放射性同位元素の使用を廃止するまで保存すること。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 2

注) 則第20条(測定)第1項、第4項

A: 正 則第20条第1項第2号

B: 誤 則第20条第1項第4号ロ

六月を超えない期間ごとに一回行う必要がある。

C: 正 則第20条第4項第1号

D: 誤 則第20条第4項第1号

保存期間は五年間と規定されている。

問19 放射線障害予防規程に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

(令和2年度) 第2種法令

- A 許可使用者は、放射線障害予防規程を変更したときは、変更の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 届出販売業者（表示付認証機器のみを販売する者に限る。）は、販売の業を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 届出使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 放射性同位元素の運搬を委託された者は、委託された運搬を行う前に、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

[解答] 3

注) 法第21条（放射線障害予防規程）第1項、第3項

A：正 法第21条第3項

B：誤 法第21条第1項

表示付認証機器等のみを販売する者は除く。

C：正 法第21条第1項

D：誤 そのような規定はない。

問20 次のうち、放射線業務従事者の健康診断の結果について、健康診断の都度記録しなければならない事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 対象者の氏名
- B 健康診断を行った医師名
- C 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- D 健康診断の結果の記録の写しを交付した者の氏名

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

[解答] 1

注) 則第22条（健康診断）第2項

A：正 則第22条第2項第1号ロ

B：正 則第22条第2項第1号ハ

C：正 則第22条第2項第1号ホ

D：誤 そのような規定はない。

問21 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の（A）～（C）に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第23条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第24条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

(1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又

(令和2年度) 第2種法令

は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、(A)の禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な(B)を行うこと。

(2) 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による(C)、必要な(B)等の適切な措置を講ずること。』

(A) (B) (C)

- | | | | |
|---|-----|------|---------|
| 1 | 立入り | 保健指導 | 診断 |
| 2 | 立入り | 健康診断 | 被ばく歴の確認 |
| 3 | 取扱い | 保健指導 | 診断 |
| 4 | 取扱い | 健康診断 | 被ばく歴の確認 |
| 5 | 立入り | 保健指導 | 被ばく歴の確認 |

[解答] 1

注) 則第23条(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

問22 次のうち、密封された放射性同位元素のみを使用する届出使用者が、放射線障害の防止に関する帳簿を備え、記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用(詰替えを除く。)に係る放射性同位元素の種類及び数量
- B 貯蔵施設における保管に係る放射性同位元素の種類及び数量
- C 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- D 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

[解答] 2

注) 則第24条(放射線障害の防止に関する記帳)第1項

A: 正 則第24条第1項第1号ハ

B: 正 則第24条第1項第1号ト

C: 誤 則第24条第1項第2号ホ

届出販売業者及び届出賃貸業者が備えるべき帳簿の細目である。

D: 正 則第24条第1項第1号ホ

問23 使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線業務従事者の健康診断の記録を、当該記録の対象者のみに引き渡した。
- B 廃止の日に放射線取扱主任者に選任されていた者と同等以上の知識及び経験を有する者に廃止措置の監督をさせた。
- C 表示付認証機器のみを使用していたので、廃止の届出を行ったが、廃止の措置は講じなかった。
- D 廃止措置計画に記載した措置が計画期間内に終了したので、遅滞なく、その旨及びその講じた措置の内容を原子力規制委員会に報告した。

(令和2年度) 第2種法令

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 4

注) 法第28条(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等)第1項、第5項、則第26条(許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置)第1項

- A: 誤 則第26条第1項第9号
原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すこと。
B: 正 則第26条第1項第8号イ、ロ
C: 誤 法第28条第1項
D: 正 法第28条第5項

問24 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、その届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
B 許可を取り消された許可使用者は、その許可を取り消された日に所持していた放射性同位元素を、許可を取り消された日から3月間、所持することができる。
C 届出賃貸業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持することができる。
D 届出販売業者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を受けた放射性同位元素を所持することができる。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

[解答] 1

注) 法第30条(所持の制限)第1項、則第28条(所持の制限)第1項

- A: 正 法第30条第1項第2号
B: 誤 則第28条第1項、
放射性同位元素を所持することができる期間は、許可の取消しの日から30日間である。
C: 正 法第30条第1項第3号
D: 正 法第30条第1項第11号

問25 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
B 表示付認証機器届出使用者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
C 許可使用者は、放射性同位元素の運搬における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそ

(令和2年度) 第2種法令

れのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

D 届出使用者は、工場又は事業所内の人が居住する区域における線量が、原子力規制委員会が定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を30日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 2

注) 則第28条の3(事故等の報告)第1項

A: 正 則第28条の3第1項第8号

B: 誤 則第28条の3第1項第1号

表示付認証機器届出使用者は、事故等が発生した際にはその旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を「30日以内」ではなく「10日以内」である。

C: 正 則第28条の3第1項第7号

D: 誤 則第28条の3第1項第6号

届出使用者は、事故等が発生した際にはその旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を「30日以内」ではなく「10日以内」である。

問26 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる事業者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

A 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

B 密封されていない放射性同位元素のみを販売する届出販売業者

C 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者

D 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

[解答] 1

注) 法第34条(放射線取扱主任者)第1項、令13条(施設検査等を要しない放射性同位元素等)第2項

A: 正 法第34条第1項第3号

B: 正 法第34条第1項第3号

C: 誤 法第34条第1項第1号、令第13条第2項

10テラベクレルの密封された放射性同位元素を使用する許可使用者は、特定許可使用者に該当するので、第1種放射線取扱主任者免状を有する者を選任する必要がある。

D: 誤 法第34条第1項第1号

密封されていない放射性同位元素を使用する許可使用者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者を選任する必要がある。

問27 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の(A)～(C)に該当する語句について、放

(令和2年度) 第2種法令

放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、(A) にその職務を遂行しなければならない。

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、(B) に関し、放射線取扱主任者の(C) を尊重しなければならない。』

	(A)	(B)	(C)
1	誠実	放射線安全管理	意見
2	的確	放射線安全管理	助言
3	的確	放射線障害の防止	助言
4	誠実	放射線障害の防止	意見
5	誠実	放射性同位元素の使用等	助言

[解答] 4

注) 法第36条(放射線取扱主任者の義務等)

問28 放射線取扱主任者定期講習に関する次の文章の(A)～(C)に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第32条

- 2 法第36条の2第1項の原子力規制委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 放射線取扱主任者であつて放射線取扱主任者に選任された後放射線取扱主任者定期講習を受けていない者(放射線取扱主任者に選任される前(A)以内に放射線取扱主任者定期講習を受けた者を除く。)放射線取扱主任者に選任された日から(A)以内
- (2) 放射線取扱主任者(前号に掲げる者を除く。)前回の放射線取扱主任者定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から(B)(届出販売業者及び届出賃貸業者にあつては(C))以内』

	(A)	(B)	(C)
1	6月	5年	3年
2	6月	3年	5年
3	1年	3年	5年
4	1年	5年	3年
5	6月	1年	3年

[解答] 3

注) 則第32条(放射線取扱主任者定期講習)第2項

問29 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用している届出使用

(令和2年度) 第2種法令

者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が90日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の40日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 出張の期間が45日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の20日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が10日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- D 出張の期間が5日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

[解答] 3

注) 法第37条(放射線取扱主任者の代理者)第1項、第3項、則第33条(放射線取扱主任者の代理者の選任等)第3項

A: 誤 法第37条第1項、第3項

放射線取扱主任者の代理者を選任したときは選任した日の「40日後」ではなく「30日以内」に原子力規制委員会に届け出なければならない。

B: 正 法第37条第1項、第3項

C: 正 法第37条第1項、第3項、則第33条第3項

D: 誤 法第37条第1項、則第33条第3項

放射線取扱主任者がその職務を行うことができない期間が30日に満たない場合には、法第37条第3項の規定による届出を要しないが代理者を選任する必要はある。

問30 等価線量限度に関する次の文章の(A)～(C)に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。ただし、次の文章中、「前条第4号に規定する期間」は「本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間」とする。

『第6条 規則第1条第11号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

(1) 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき150ミリシーベルト

(2) 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき(A)ミリシーベルト

(3) 妊娠中である女子の(B)については、前条第4号に規定する期間につき(C)ミリシーベルト』

(A) (B) (C)

1 500 腹部表面 5

2 200 胸部 2

(令和2年度) 第2種法令

3	500	腹部表面	2
4	300	胸部	1
5	300	胸部	5

[解答] 3

注)「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」(平成12年10月23日科学技術庁告示5号)
第6条(等価線量限度)